

愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室規程

〔 令和6年4月1日
規則第46号 〕

愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室内規（平成18年5月10日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、愛媛大学教育・学生支援機構規則第10条第2項の規定に基づき、愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室（以下「教育企画室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 教育企画室は、愛媛大学教育・学生支援機構長（以下「機構長」という。）の指示のもと、愛媛大学（以下「本学」という。）の教育に関する諸課題について調査、研究等を行うとともに、その成果をもとに教育施策を企画し、本学の教育改革を推進することを目的とする。

（業務）

第3条 教育企画室は、機構長の指示に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な教育企画、教育改革等に関すること。
- (2) 全学的な教育課題に係る調査、研究等に関すること。
- (3) 教職員の能力開発の実施に関すること。
- (4) 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク事業に関すること。
- (5) 教職員能力開発拠点事業に関すること。
- (6) その他教育開発に係る調査、研究等に関すること。

（組織）

第4条 教育企画室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員

2 室長は、機構長が指名する副機構長をもって充てる。

3 副室長は、室員のうちから、機構長が指名する。

4 室員は、教育・学生支援機構及び教育学生支援部に所属する職員のうちから、機構長が指名する。

5 副室長及び室員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（職務）

第5条 室長は、教育企画室の業務を掌理する。

2 副室長は、室長の職務を補佐する。

3 室員は、教育企画室の業務を処理する。

（共同利用運営委員会）

第6条 教育企画室に、第9条に規定する共同利用の実施に関する重要な事項を審議するため、愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室共同利用運営委員会（以下「共同利用運営委員会」という。）を置く。

2 共同利用運営委員会に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

（プロジェクトフェロー）

第7条 教育企画室に、愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室プロジェクトフェロー（以下「プロジェクトフェロー」という。）を置くことができる。

2 プロジェクトフェローは、教育企画室が行う教職員能力開発に係る研修の企画、実施等

に参画する。

3 プロジェクトフェローの受入れに関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(認定研修講師)

第8条 教育企画室に、愛媛大学認定研修講師（以下「認定研修講師」という。）を置くことができる。

2 認定研修講師は、室長の依頼に基づき、教育企画室主催又は四国地区大学教職員能力開発ネットワーク主催の教職員能力開発研修の講師を行う。

3 認定研修講師は、本学の職員（教育企画室の室長、副室長及び室員を除く。）のうちから、室長が推薦し、機構長が当該職員の所属する部局等の長の同意を得て、委嘱する。

(共同利用)

第9条 教育企画室は、教職員の能力開発のため、本学の教育研究に支障のない範囲で、本学のプログラム、設備、資料等を、他の高等教育機関等の利用に供することができる。

(事務)

第10条 教育企画室に関する事務は、教育学生支援部において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教育企画室に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。